

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第14号

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（行政財産の使用） 第9条 略 2 部長は、行政財産の使用の許可（<u>総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所</u>に係るもののうち、軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、総務部長の審査を受けなければならない。 3及び4 略</p>	<p>（行政財産の使用） 第9条 略 2 部長は、行政財産の使用の許可（<u>鳥取県自治研修所、鳥取県衛生環境研究所、鳥取県立消費生活センター及び鳥取県立農業大学校</u>に係るもののうち、軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、総務部長の審査を受けなければならない。 3及び4 略</p>
<p>（普通財産の貸付け） 第14条 略 2 部長は、普通財産の貸付け（<u>総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所</u>に係るもののうち、軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により総務部長の審査を受けなければならない。 （1）～（11） 略 3及び4 略</p>	<p>（普通財産の貸付け） 第14条 略 2 部長は、普通財産の貸付け（<u>鳥取県自治研修所、鳥取県衛生環境研究所、鳥取県立消費生活センター及び鳥取県立農業大学校</u>に係るもののうち、軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により総務部長の審査を受けなければならない。 （1）～（11） 略 3及び4 略</p>
<p>様式第15号（第35号関係） 表紙 略  （その1） 略 （その2）  （土地） 名称 _____</p>	<p>様式第15号（第35号関係） 表紙 略  （その1） 略 （その2）  （土地） 名称 _____</p>

所在地

略

(その2)(裏面)

郡市	町村	大字	字	地番	地目	面積 ( $m^2$ )	価額	摘要	所管課係員	行財政改革局 財源確保室係員
----	----	----	---	----	----	-----------------	----	----	-------	-------------------

略

記載要領

1~16 略

17 所管課係員欄には、所管課担当者の印を、  
行財政改革局財源確保室係員欄には台帳を記載した係員が押印する。

(その3)

建物

名称

所在地

略

(その3)(裏面)

年月日	種別	構造	増			減			現在			所管課係員印	行財政改革局 財源確保室係員印
			数量			数量			数量				
			建	延	価額	建	延	価額	建	延	価額		

略

記載要領 略

(その4)~(その7) 略

(その8)

出資等

名称

所在地

区分 出資 略

所在地

略

(その2)(裏面)

郡市	町村	大字	字	地番	地目	面積 ( $m^2$ )	価額	摘要	主管課係員	総務管財課係員
----	----	----	---	----	----	-----------------	----	----	-------	---------

略

記載要領

1~16 略

17 主管課係員欄には、主管課担当者の印を、  
総務管財課係員欄には台帳を記載した係員が押印する。

(その3)

建物

名称

所在地

略

(その3)(裏面)

年月日	種別	構造	増			減			現在			主管課係員印	総務管財課係員印
			数量			数量			数量				
			建	延	価額	建	延	価額	建	延	価額		

略

記載要領 略

(その4)~(その7) 略

(その8)

出資等

名称

所在地

区分 出資 略

	等
種別	
銘柄	
略	
記載要領	
1 略	
2 略	
3 略	
4 略	

	等
種別	
銘柄	
登録 機関	
登録 番号	
略	
記載要領	
1 略	
2 <u>登録機関及び登録番号欄には、社債券及び 地方債証券を社債等登録法（昭和17年法律第 11号）の規定により登録した場合に、その登 録機関及び登録番号を記入する。</u>	
3 略	
4 略	
5 略	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）附則第3条に規定する登録社債等については、改正前の鳥取県公有財産事務取扱規則様式第15号（その8）の規定は、なおその効力を有する。